

国民健康保険(国保)税の納税通知書が届いた方へ

1. 納税通知書は、納税義務者である世帯主あてに送付しております。

- ・世帯主が国民健康保険(国保)に加入していない場合でも、世帯内に国保加入者がいれば、世帯主が納税義務者です。なお、世帯主は、同一世帯全員分の国保税の合算金額をお支払いする必要があります。
- ・国保取得月が令和7年3月(令和6年度)以前の場合、納税通知書は年度ごとにわけて郵送します。
- ・納税通知書の再発行はできませんので、大切に保管ください。

2. 国保税の計算の仕方

・国保税は、国保取得月から令和7年度末(令和8年3月)までの月割で算出します。医療分、支援分、介護分を合算した金額が12ヶ月、国保に加入した場合の年税額です。国保に加入していない月がある場合、その月数分を減額して計算します。

医療分:国民健康保険事業に充てる金額
 支援分:後期高齢者医療制度の支援に充てる金額
 介護分:介護保険事業に充てる金額※3



<例> 2人世帯で4月から国保加入した場合	前年の所得の合計金額	①所得割算定基礎額 (前年の所得の合計金額から 基礎控除43万円を引いた金額)※1
世帯主:国保 太郎(45歳)	93万円	93万円-43万円=50万円
妻 :国保 花子(35歳)	0円	0円
世帯合計	93万円	50万円

(令和7年度)	医療分	支援分	介護分※3	合算分
所得割率	6.50%	2.50%	2.40%	
所得割額 (①に医療分・支援分・介護分それぞれの所得割率をかけた税額)	50万円×6.50%= 32,500円	50万円×2.50%= 12,500円	50万円×2.40%= 12,000円	57,000円
均等割額 (1人あたりに必ずかかる税額)	21,700円×2人= 43,400円	9,500円×2人= 19,000円	10,000円×1人= 10,000円	72,400円-36,200円 =36,200円
	【減額】43,400円× 5割=21,700円	【減額】19,000円× 5割=9,500円	【減額】10,000円× 5割=5,000円	
平等割額 (1世帯あたりに必ずかかる税額)	18,300円	7,200円	6,200円	31,700円-15,850円 =15,850円
	【減額】18,300円× 5割=9,150円	【減額】7,200円× 5割=3,600円	【減額】6,200円× 5割=3,100円	
合計	63,350円	25,600円	20,100円	109,000円 ※2

太郎さん世帯は、5割軽減に該当しているため、均等割額と平等割額から5割分を減額します。

※1 合計所得金額が2,400万円を超える場合、基礎控除額は減少します。

※2 医療分、支援分、介護分それぞれの合計金額を100円未満切捨て

※3 介護分(介護保険料)は40歳～64歳の方に限り、保険税として介護保険料を納めます。

【40歳未満の方】医療分+支援分 = 国保税

【40歳～64歳の方】医療分+支援分+介護分 = 国保税

【65歳以上の方】医療分+支援分 = 国保税 ※介護保険課から納入通知書が送付されます。

3.納付方法 (1)(2)のいずれかです

(1)特別徴収(年金からの天引き)

・下記要件を全て満たす世帯は、年金受給月に国保税が天引きされます。要件を1つでも満たさない世帯は、普通徴収になります。

要件①	世帯主が国保に加入していて、さらに加入者全員が65歳から74歳の世帯。
要件②	世帯主の対象年金額が年額18万円以上であること。※複数年金を受給している場合、老齢・退職年金・遺族年金及び障害年金などから優先される年金の年額です。
要件③	世帯主の介護保険料が特別徴収の対象であり、介護保険料と国民健康保険税の合計額が対象年金額の1/2を超えないこと。

(2)普通徴収(納付書払い・口座振替)

・納付書裏面に記載している利用できる店舗・地域を確認のうえ、福島市収納金融機関やコンビニエンスストア、スマートフォンアプリ・クレジットカード・ネットバンキング納付等で納期限までに納付してください。

・納期限が過ぎた未納の納付書をお持ちの場合、①～④のいずれかの機関で納付が可能です。

①納付書裏面に記載のある福島市収納機関 ②納税課(福島市役所2階)

③支所(土湯温泉町・立子山・飯坂・松川・信夫・吾妻支所に限る)・大波出張所 ④ゆうちょ銀行・郵便局

※納期限が過ぎた納付書は、コンビニエンスストアやスマートフォンアプリでお支払いできません。

・口座振替登録済みの方は、納税通知書の表紙右下に引落口座を記載しています。

4.該当する方は手続きが必要です

(1)雇用保険を受給される方(非自発的失業者の方)

●離職により雇用保険の給付を受ける方で、以下のすべての要件を満たす方は国保税軽減の対象になります。

①離職時に65歳未満の方

②「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」の離職理由が次のいずれかに該当する方

特定受給資格者(会社の倒産・解雇等による離職)・・・11、12、21、22、31、32

特定理由離職者(雇い止め等による離職)・・・23、33、34

●軽減期間・内容

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで

※申告が遅れても離職日まで遡って軽減を受けることができます。ただし、遡りには限りがあります。

離職者本人の前年中の給与所得のみ(※)を100分の30として所得割等を算定し、高額療養費及び高額介護合算療養費の自己負担限度額に係る適用区分を判定(営業所得、年金などの雑所得は軽減対象となりません)

●手続き方法:「雇用保険受給資格者証」または「雇用保険受給資格通知」が必要です。

以下のいずれかの方法で申請してください。

①福島市 HP からオンラインによる手続き(※マイナンバーカードをお持ちの方のみ)

②市役所1階の国保年金課または各支所・出張所に来庁

(2)海外からの入国者、住所設定者など市・県民税の基準日(1月1日)時点で国内に住所がない方

簡易申告が必要です。簡易申告は所得状況を国保年金課に申告するもので、国保税の計算等に使用されるため、市・県民税の申告とは異なります。市・県民税未申告の場合は、一定の所得以下の世帯であっても国保税の平等割額・均等割額の軽減が適用されません。

※1月1日時点で国内に住所がある方は、所得の有無にかかわらず、住所があった市町村で所得の申告をしてください。福島市に住所がある方の所得の申告は、市民税課にて手続きしてください。

5.前年度からの変更点

(1)あん分率と課税限度額が変更となりました

・税率と課税限度額の変更により、世帯状況に変更がない場合でも、前年度と比較して税額に増減が生じます。

	改正前(令和6年度)			改正後(令和7年度)		
	医療分	支援分	介護分	医療分	支援分	介護分
所得割率	6.50%	2.50%	2.40%	6.50%	2.50%	2.40%
均等割額	20,700円	7,800円	10,000円	21,700円	9,500円	10,000円
平等割額	18,300円	7,200円	6,200円	18,300円	7,200円	6,200円
課税限度額	650,000円	240,000円	170,000円	660,000円	260,000円	170,000円

(2)一定の所得以下の世帯に対する軽減の基準が引き上げになりました 【申請不要】

・国保に加入している方全員(世帯主含む)の所得金額の合計が以下に該当する場合、自動的に均等割額・平等割額の軽減があります。

・前年の世帯の所得金額によっては、前年度と比較したときに税額の増減が生じることがあります。

軽減割合	令和5年中の世帯の所得金額の合計 改正前(令和6年度)	令和6年中の世帯の所得金額の合計 改正後(令和7年度)
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下	43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)以下
5割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)+ 29.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者)以下	43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)+ 30.5万円 ×(被保険者数+特定同一世帯所属者)以下
2割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)+ 54.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者)以下	43万円+10万円×(給与所得者等の人数-1)+ 56万円 ×(被保険者数+特定同一世帯所属者)以下

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行された方で、移行後も世帯主及び世帯構成に変更のない方です。

6. お問い合わせ先 3・4 ページに「よくある質問」を掲載しています。

・国保税に関する情報をHPにて公開しております。その他、ご不明な点がございましたら担当までお問い合わせください。お問い合わせの際は、納税通知書の表紙に記載している

00で始まる「通知書番号」をお伝えください。

・納税通知書発送直後は電話・窓口が大変混雑します。

ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。



担当:福島市国保年金課国保資格係 電話(直通)024-525-3735 (受付時間 8:30~17:15)

7.よくある質問

Q1.年度の途中で加入をした場合、国保税はどのようになりますか。

A1.年度の途中で加入した場合は、加入した月から翌年3月までの月割で計算します。

以前から国保へ加入している方がいる世帯には、増員・増額分を足した世帯の合計額で変更決定通知書を郵送します。納期限が到来している期別税額は変更がないため、納付書払いの方はお手持ちの納付書で納付ください。

Q2.現在、社会保険に加入していますが、納税通知書が届いたのはなぜですか。

A2.現在国保に加入していない世帯でも、国保加入月がある場合、国保税が発生します。また、社会保険に加入しても自動的に国保は喪失しませんので、喪失のお手続きが必要です。社会保険等に加入された方全員分の「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」をご準備のうえ、①～③のいずれかの方法により手続きをしてください。

- ①福島市 HP から、オンラインによる手続き
- ②市役所1階の国保年金課または各支所・出張所に来庁
- ③郵送による手続き:全員分の「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」をコピーし、余白に(1)住所(2)氏名(3)生年月日(4)電話番号(5)国保から脱退する旨を記入「〒960-8601 福島市五老内町3番1号 福島市役所国保年金課国保資格係」あてに送付

Q3.令和7年度の税額が令和6年度よりも高いのはなぜですか。

A3.「5. 前年度との変更点」にあるように、令和7年度は税率が変更になっています。また、増額の理由としては、以下も挙げられます。

- ・国保加入者が増加した
 - ・令和6年中の所得が令和5年中と比べ増加した
 - ・所得が増額したことにより、軽減判定所得の基準額を超え、軽減から外れた
 - ・確定申告または市・県民税申告を行っておらず、所得が未申告の場合
- ※所得未申告者がいる場合、軽減の判定ができないため、所得0円でも申告が必要です。

Q4.納税通知書が再度届いた理由を教えてください。

A4.1度目に通知している国保税額に変更が生じた場合、変更決定通知書を郵送します。前月に、世帯の中で下記の手続きをした場合、変更決定通知書を郵送する場合がありますのでご確認ください。

【2回郵送する主な理由】

- ・同一世帯の方が国保加入の手続きをした
 - ・国保喪失の手続きをした
 - ・国保税軽減の手続きをした
 - ・令和7年1月2日以降に福島市に転入した※1
 - ・所得の申告・修正をした
 - ・国保加入者が40歳を迎えた※2
- ※1 令和7年1月2日以降に福島市に転入した場合は、1月1日現在の住所地に所得の照会を行うため、納税通知書を2回郵送する場合があります。
- ※2 40歳を迎えると、誕生月(1日が誕生日の方はその前月)分から年度末までの介護分が課税され、国保税は増額になります。

変更決定通知書の国保税額が変更後の税額になります。まだ納期が来ていない納付書を同封しています(口座振替・特別徴収以外の方)。そのため、変更決定通知書が届く前に納期が到来している納付書は、お持ちの納付書でお納めください。

Q5. 支払った国保税の金額は、年末調整・確定申告に使うことはできますか。

A5. 国保税は社会保険料控除の対象です。年末調整・確定申告には国保税の領収書や納税証明書類を添付する必要はございませんので、納付方法ごとに、ご自身で納付額の確認をお願いします。

Q6 個人ごとの国保税を知るにはどこを見ればいいのでしょうか。

A6. 個人別明細書のページにある、お名前ごとの税額が、個人の国保税(年税額)です。なお、国保税は世帯合算で算出しているため、個人ごとの算出をしていません。また、年税額は100円未満を切り捨てるため、確定賦課額と異なる場合がございます。個人別明細書の金額についてはあくまで目安としてご確認ください。